

令和8年度 第2回水分野におけるPPP／PFI（官民連携）推進会議

箱根地区水道事業包括委託 （第3期）について

令和8年7月23日



KANAGAWA

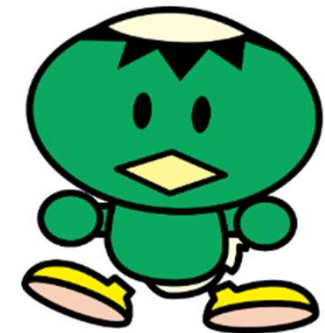
神奈川県企業庁 水道部浄水課

本日の流れ

1. 箱根地区水道事業の概要
2. 包括委託（第1期～第3期）の概要
3. 包括委託の導入支援
4. プロフィットシェアの導入

県営水道キャラクター

// カッピー



1. 箱根地区水道事業の概要

県営水道キャラクター

// いずみちゃん



// しんちゃん



1. 箱根地区水道事業の概要



1. 箱根地区水道事業の概要

【給水対象地域】箱根町北部（県営水道給水エリア）

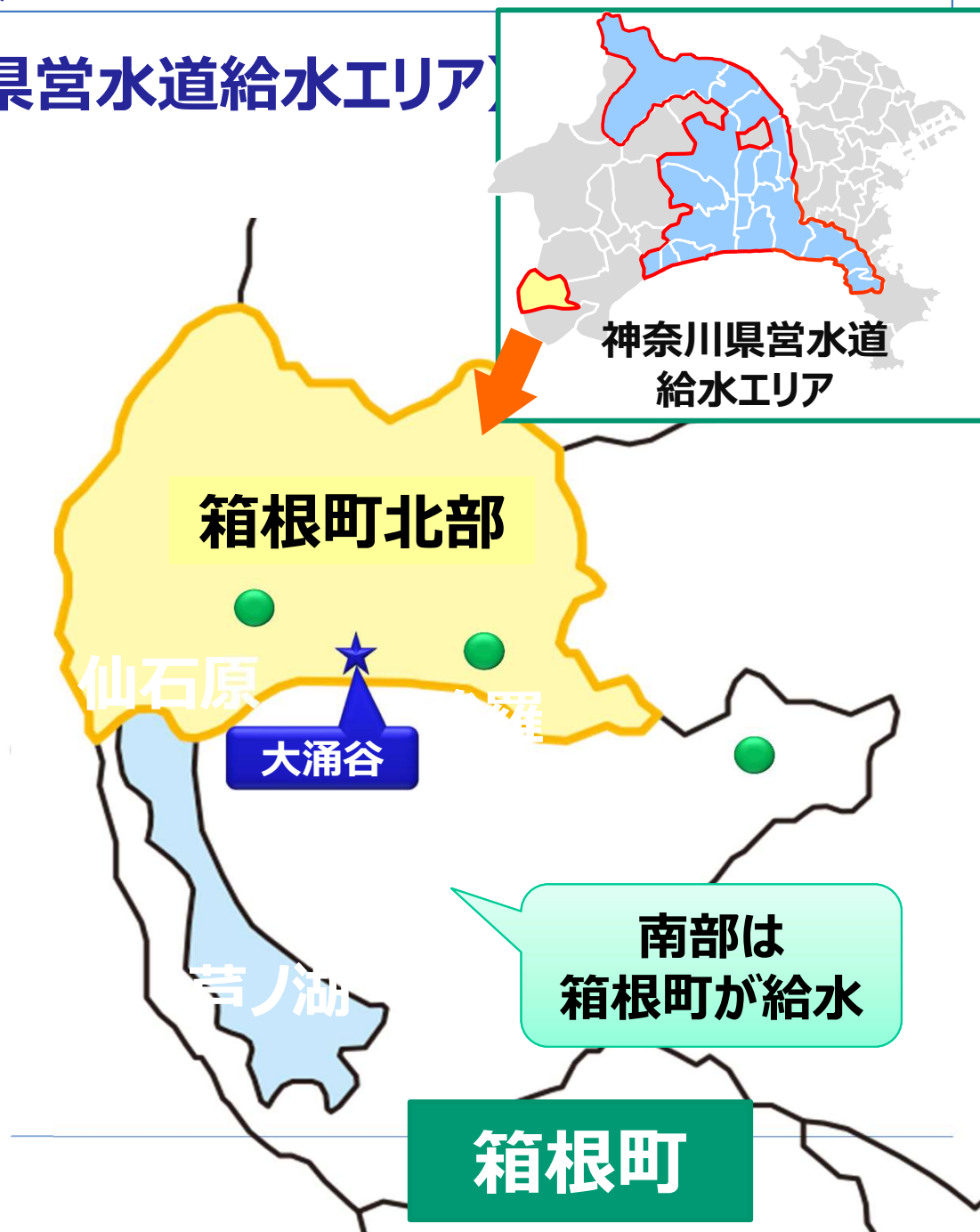
【給水戸数】 4,418 戸

【給水人口】 5,237 人
（'24年度末時点）

【配水量】 平均 7,548 m³/日
最大 9,383 m³/日
（'24年度実績）

【水道施設】

- ・水源 3カ所（20,000m³/日）
- ・浄水施設 膜ろ過設備×2カ所
紫外線設備×1ヶ所
- ・配水池 15カ所 ・ポンプ所 7カ所



1. 箱根地区水道事業の概要



1. 箱根地区水道事業の概要

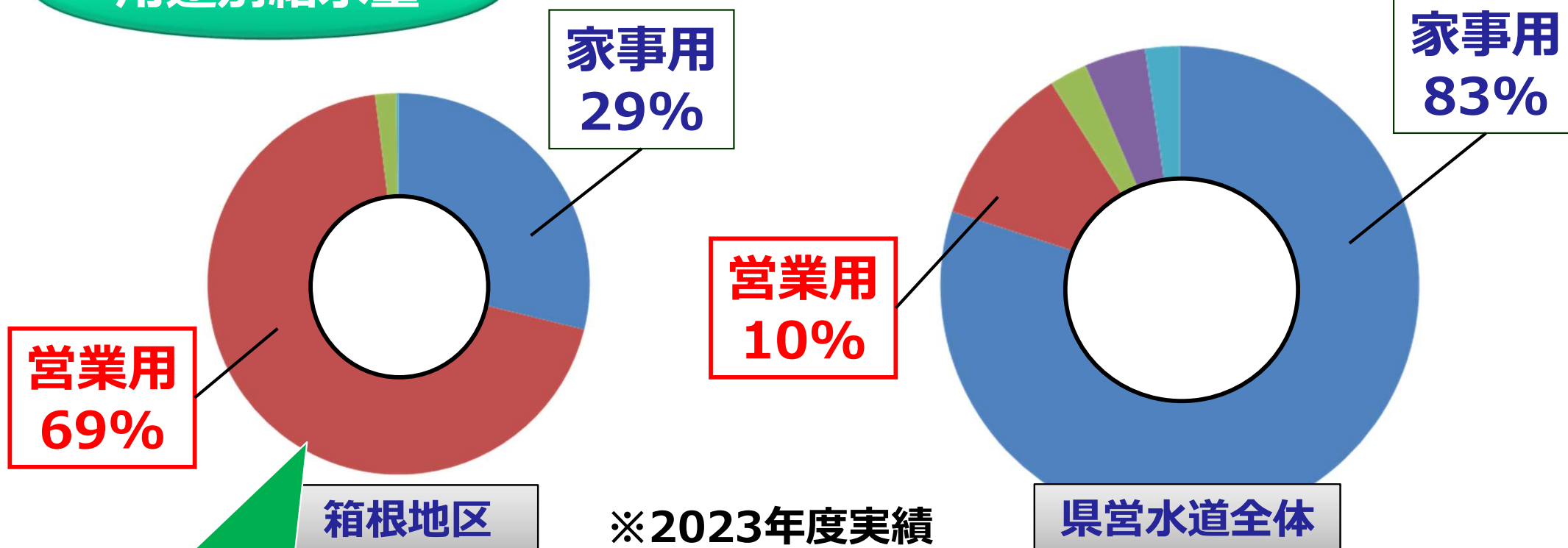
箱根地区管内図



各施設は、箱根水道センターから遠隔監視制御・巡回点検

1. 箱根地区水道事業の概要

用途別給水量



ホテルなどの宿泊施設が多い
水需要は観光客に左右される

◆ 箱根地区は、営業用
(宿泊施設等) の比率が高い

2. 包括委託（第1期～第3期）の概要

～公民連携かながわモデルの構築～

課題

箱根地区を含めた神奈川県営水道においても、
他の水道事業体と同様、事業運営上の課題として



人材不足、水道料金の収入減、施設更新費用の増大

対応

箱根地区水道事業において、
①料金徴収、②水道施設の維持管理、
③浄水場の運転管理、④管路や電気設備の更新など
平成26年4月から民間事業者に包括的に委託している

水道事業における
汎用的な公民連携モデルの構築を目指す

【委託名称】 箱根地区水道事業包括委託

【発注者】 神奈川県企業庁

【受託者】 箱根水道パートナーズ（株）

【委託期間】 2014年4月～2019年3月(第1期)

2019年4月～2024年3月(第2期)

2024年4月～2034年3月(第3期)

【包括特徴】

・民間企業4社のSPC
(特別目的会社)

当初契約額 約96億円
※後半5年施設更新費含まず

1. 建設改良工事を含む給水エリアのほぼ全ての業務
(取水～蛇口) を包括委託
2. 一般委託と水道法の第三者委託制度を活用
3. 特別目的会社（SPC）による業務実施
4. 公募型プロポーザル方式により事業者を選定
5. 業務実施に伴うリスクは受注者負担（不可抗力を除く）

2. 包括委託の概要

従来の委託

県企業庁の実施業務	事業計画の策定
	委託業務の指導・監督
	その他
	窓口業務
	行政資産管理
	危機対応業務
個別委託	水質管理
	工事設計・監督
	給水装置審査・検査
	水道管工事
	浄水場・ポンプ所工事
	浄水施設維持管理委託
	漏水調査委託
	水道メーター検針委託
	未納水道料金徴収委託

企業庁



包括委託

包括委託後

事業計画の策定
委託業務の指導・監督
その他
窓口業務
行政資産管理
危機対応業務
工事設計・監督
水道管工事
浄水場・ポンプ所工事
水質管理
給水装置審査・検査
浄水施設維持管理委託
漏水調査委託
水道メーター検針委託
未納水道料金徴収委託

発注者は
**モニタリング
主体**

※後半5年は、
受託者が施設整備
計画を策定

施設更新工事

工事等業務（修繕・施設更新工事）を含む

導入前（青色は発注者業務、白抜きは受託事業者業務）



導入後（青色は発注者業務、白抜きは受託事業者業務）



第1期

平成26年4月～平成31年3月（5年間）

- ・ **モニタリング（350項目）**を行い、安定的な**事業運営を確認**
- ・ **建設改良工事**は、“**年度内**”において、工事時期を**変更可**
- ・ **災害対応（火山）**において、**自主的かつ迅速な体制構築、現場対応**

第2期

平成31年4月～令和6年3月（5年間）

- ・ **モニタリング方法の改善（判定項目見直し、評価指標統一化）**
- ・ **建設改良工事**は、“**契約期間内**”において、工事時期を**変更可**
- ・ **災害対応（台風）**において、**自主的かつ迅速な体制構築、現場対応**

公民連携かながわモデルの“構築”

第3期

令和6年4月～令和16年3月（10年間）

- ・ 第1期、第2期を踏まえ、**委託期間を5年から10年に延伸**
- ・ 受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、委託期間の**後半5年分の水道施設更新計画の原案作成**
- ・ これにより、受託者が**さらなる水道事業運営ノウハウの習得**を可能にするとともに、**発注者側の業務負担軽減にも寄与**

公民連携かながわモデルの“本格運用”

公民双方にて、より効果的かつ安定的な事業運営を目指す

《公民連携かながわモデルの特徴》

- 建設改良工事を含む給水エリアのほぼ全ての業務を包括委託
- 一般委託と水道法の第三者委託制度を活用

危機管理（第1期）

火山活動への対応

名称	レベル	キーワード
噴火警報 (居住地)	レベル5 (半径2.1km)	避難
	レベル4 (半径2.1km)	避難準備
噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (半径1km)	入山規制
	レベル2 (半径500m)	火口周辺規制
噴火予報	レベル1	活火山であることに留意



大涌谷の噴煙

平成27年5月から11月の約7ヵ月間、
噴火警戒レベルが上昇

ガスマスク
着用



箱根水道パートナーズ

大涌谷高区配水池



レベル2
規制範囲
(500m)

レベル3
規制範囲
(1000m)

危機管理（第2期）

令和元年度の台風19号による被害 箱根町 総雨量 1001mm (24H雨量 942mm)

箱根水道パートナーズが
主体的に被災対応
※企業庁現地応援無し

ポンプ所停電 → 系統切替
18.5時間 断水無し



道路崩壊

水管橋基礎流出



イタリー浄水場
イタリー水源

高原
(災害指定)

箱根カントリークラブ

湖尻水門

桃源台

温泉庄

湖尻

姥子

上湯

大湧谷L

ロープウェイ

大湧谷H

早雲寺

ロープウェイ

早雲寺

中強羅

ブルカー



土砂流入・流出、倒木等による被害箇所

3. 包括委託の導入支援

手引書の作成

「包括委託導入の手引書」は、**公民連携の推進の一環**として、箱根包括委託第1期、第2期の**約10年に及ぶ事業期間**において構築した「**公民連携かながわモデル**」を全国の中小規模の水道事業者が**包括委託を導入**する際の参考となるよう、“**具体例**”として取りまとめた

■ 包括委託“導入編”

- ・導入までのプロセス（民間活用の形態、業務範囲、委託期間）
- ・公募資料の作成、事業者選定、審査基準、評価点

■ 包括委託“運営編”

- ・事業開始後のモニタリング（体制、手法、項目）
- ・公民連携モデル構築に向けた取り組み（業務改善、汎用化）

地域社会への“貢献”

手引書の普及啓発



企業局 水道部浄水課

企業局 水道部浄水課

- 企業庁の**基本理念** 3つの柱
 - ☞ 安心・持続・“貢献”
- 県営水道 **長期構想** (R6.3)
県営水道事業 経営計画 (R6.3)
 - ☞ “地域社会、国際社会への**貢献**”

公民連携かながわモデルの普及啓発



公民連携情報

- [箱根地区水道事業包括委託について](#)

水道事業における包括委託導入の手引き

～ 公民連携かながわモデル ～

令和6年3月（初版）

神奈川県企業庁

下記HPに掲載(R6.5.7)

水道事業における包括委託導入の手引きについて

[水道事業における包括委託導入の手引き～公民連携かながわモデル～ \(PDF : 2,842KB\)](#)



その他支援



事務局東京都HP

神奈川県企業庁 支援メニュー ①

持続可能な水道事業運営に向け『水道事業包括委託』の導入

ご提案内容

『水道事業包括委託』導入の検討を支援します。

神奈川県企業庁では

神奈川(県企業庁では、将来に渡り安定的な事業運営を継続するため、平成28年4月から「箱根地区水道事業包括委託」として第1期事業を開始し、令和6年度以降も第3期事業として引き続き包括委託による事業運営を継続します。

これまでの包括委託では、日々のモニタリング結果などから受注者が適切に業務を実施できていることやICT技術の活用など民間企業のノウハウも発揮されていることが確認できています。

また、平成27年度の大浦谷の火山活動や、令和元年度の台風19号など、災害等が発生した場合においても、官民双方が連携し適切な対応がなされています。



個別に発注	個別に発注	県企業庁の実施業務	事業計画の策定 委託業務の企画・監理 その他 窓口業務 行政・産業管理 危機対応業務 水質管理 工事設計・監理 給水装置調査・検査	＜包括委託 例＞
			水道管工事 浄水場、ポンプ所工事 浄水施設設計管理業務 漏水調査委託 測定メーター検定委託 未納水道料回収委託 その他委託	

＜包括委託 例＞	
事業計画の	委託業務の範囲
その	の
包括委託	窓口業務
	行政資産
	色紙対応
	水質管理
	工事設計・
	結水処理調査・
	水調査
	浄水場、ポンプ
	浄水施設維持管理
	水調査
	水道メーカー様
	未納水道料金徴収
	その他



受注者による大涌谷火山活動
対応時の様子



神奈川県企業庁（神奈川県営水道）

◆日本水道協会関東地方支部が行っている**首都圏水道事業体支援プラットフォーム**を活用し、「**水道事業包括委託の導入**」を支援メニューとした**P RチラシのH P掲載**など、包括委託導入を検討している**他水道事業体への支援**を行っています

4. プロフィットシェアの導入

プロフィットシェアの導入

1. プロフィットシェアとは

※水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)令和6年3月

- ・ **ウォーターPPP** は、長期契約が要件となり、事業開始後も**ライフサイクルコスト縮減の提案を促進**するため、**プロフィットシェアの導入が必要**である。
- ・ **プロフィットシェア**とは、民間事業者の工夫等によって**事業費が縮減した場合に、その削減分を官民でシェアする仕組み**のことを想定している。(発注者、受注者の双方にメリット)

2. 箱根包括におけるプロフィットシェアの導入

<課題>

- ・ 受注者が**事業費が縮減される業務提案を行うと、その分だけ委託費が減額されるリスク**があるため、**積極的な業務提案に繋がらない**。
- ・ **業務提案の手法、審査方法が具体的に明示されていない**。

<対応策>令和8年5月施行

- ・ 「**基本契約**」を**変更**して、業務提案により**縮減する委託費の10分の5に相当する額を受注者へのインセンティブとして付与する**
- ・ 「**運用要領**」を設定して、「**提案書の内容**」、「**評価の視点**」を明確化した

プロフィットシェアの導入

3. 業務提案書の内容

※受注者が作成し、発注者へ提出する

項 目	内 容
1. 提案の概要	目的・背景、改善点の要約
2. 現行業務要求水準と提案内容の比較	変更対象の仕様・工程・材料・設備など
3. 改善による効果	工程等の短縮、品質向上などの効果
4. コスト削減の根拠	見積り、作業工数、カタログなどの裏付
5. 品質・安全性への影響	品質・安全性への影響とその管理策
6. 適用時期と工期等への影響	試用期間の必要性、工期・工程の変更の有無と対応策
7. リスク評価と対応策	発生し得るリスクと、その低減措置
8. 類似実績	同様の提案・仕様変更を実施した事例
9. その他	上記以外に提案に必要な内容

プロフィットシェアの導入

○:水準以上、△:水準未滿 —:評価対象外

4. 評価の視点

※発注者による評価

項目	評価の視点	評価
1. 業務水準	現行の業務要求水準を満たした内容となっているか (性能・材質・規格など)	
2. コスト削減	提示されたコスト削減には十分な根拠の裏付けがあるか	
	発注者積算等により、削減金額の妥当性が確認できるか	
3. 品質・安全性	品質・安全性・耐久性等への対策は十分か	
4. 実現可能性	実現に必要な準備、資機材の調達、他事業体の導入実績など実現可能性はあるか	
5. その他	提案に応じて、適宜、評価観点を追加する	

水土野水源の湧水

ご清聴ありがとうございました

